【公開版】

日本原燃株式会社					
資料番号	電源 00-02 R 0				
提出年月日 令和3年9月3日					

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開(電源) (MOX燃料加工施設)

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第36条 電源設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06:本文(基本設計方針、仕様表等)、添付書類(計算書、説明書)、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07:添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - ▶ 別紙1:基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計 方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図 る。
 - ▶ 別紙2:基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の 展開

基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への 展開事項の分類、第1回申請の対象、第2回以降の申請書ごとの 対象設備を展開する。

- ▶ 別紙3:基本設計方針の添付書類への展開 基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書 類単位で記載すべき事項を展開する。
- > 別紙4:添付書類の発電炉との比較 添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉 と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がない かを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差がある ことが明らかな項目は比較対象としない(概要などは比較対象 外)。
- ▶ 別紙5:補足説明すべき項目の抽出 基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足 が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較 を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべ きものを抽出する。
- ▶ 別紙6:変更前記載事項の既工認等との紐づけ 基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを 示す。

※当該条文は、変更前の記載がないため、対象外とする。

電源00-02 【本文、添付書類、補足説明への展開(電源)】

	別紙			備考
資料No.	名称	提出日	Rev	佣 方
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/3	0	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付資料の記載及び申請回次の展開	9/3	0	※本別紙は追而とする。
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/3	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/3	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/3	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既工認等との紐づけ	9/3	0	※当該条文は、変更前の記載がないため、対象外とする。

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (1 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(電源設備)	第2章 個別項目	事業多丈計可申請者 本文 ロ.加工施設の一般構造	事未发史計刊中胡音 你们音短工	光电炉放工能 基本政司力到	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
第三十六条 プルトニウムを	7.3 所内電源設備	⑦ 電源設備			
取り扱う加工施設には、外部					
電源系統からの電気の供給が					
停止し、第二十四条の規定に より設置される非常用電源設					
備からの電源が喪失した場合					
において、重大事故等に対処					
するために必要な電力を確保					
するために必要な設備が設けられていなければならない。					
$\bigcirc -1, \bigcirc -2$		全交流電源喪失時において、重大事故			
		等に対処するために必要な設備を設ける			
		設計とする。口			
			/【凡例】		
		子上才也然。 の44077 27 再 1. 人工長海		方針に記載する事項(丸数字で紐づけ))
		重大事故等への対処に必要となる電源 設備として、代替電源設備を設ける設計	33.000	方針と許可の記載の内容変更部分	
		とする。山	The state of the s	:基本設計方針に記載しない事項 :発電炉工認と基本設計方針の記載内容が	ジー砂する第正
		, , ,		· 光电炉工能 C 苯个以可 刀 如 切	3 女りの回り
			- 発電炉と	の差異の理由 🔲 : 許可からの変見	更点等
)
		また,必要な電力を供給する代替電源			
		設備に燃料を補給するために補機駆動用			
		燃料補給設備(再処理施設と共用)を設			
		ける設計とする (1)=9 (3)		1)(DE)+);	(1) -2, (3) (P26 \sim)
		<u>ける設計とする。</u> ①-2, ③		①(P5)から	①-2, ③ (P26 ~)
	外部電源系統からの電気の供給の停止及			設計基準事故対処設備の交流電源が喪失	
	び非常用所内電源設備からの電源の喪失	<u>ける設計とする。</u> ①-2, ③ 【許可からの変更点等】 記載の適正化		設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合に,重	①-2, ③ (P26 へ) ①-1 (P3 から)
	び非常用所内電源設備からの電源の喪失 (全交流電源喪失) 時において重大事故	【許可からの変更点等】		設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失)した場合に,重 大事故等の対応に必要な発電用原子炉等	
	び非常用所内電源設備からの電源の喪失	【許可からの変更点等】		設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合に,重	
	び非常用所内電源設備からの電源の喪失 (全交流電源喪失)時において重大事故 等に対処するために必要な電力を確保す るため,非常用所内電源設備の代替電源 設備として,燃料加工建屋可搬型発電	【許可からの変更点等】		設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合に,重 大事故等の対応に必要な発電用原子炉等 を冷却するための設備である常設低圧代 替注水系ポンプ,プラント監視機能を維 持する設備等に電力を供給する可搬型代	①-1 (P3 から)
	び非常用所内電源設備からの電源の喪失 (全交流電源喪失)時において重大事故 等に対処するために必要な電力を確保す るため、非常用所内電源設備の代替電源 設備として、燃料加工建屋可搬型発電 機、制御建屋可搬型発電機、情報連絡用	【許可からの変更点等】		設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失)した場合に,重 大事故等の対応に必要な発電用原子炉等 を冷却するための設備である常設低圧代 替注水系ポンプ,プラント監視機能を維 持する設備等に電力を供給する可搬型代 替交流電源設備として,可搬型代替低圧	①-1 (P3 から) (発電炉の記載)
	び非常用所内電源設備からの電源の喪失 (全交流電源喪失)時において重大事故 等に対処するために必要な電力を確保す るため、非常用所内電源設備の代替電源 設備として、燃料加工建屋可搬型発電 機、制御建屋可搬型発電機、情報連絡用 可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型	【許可からの変更点等】	(当社の記載)	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合に,重 大事故等の対応に必要な発電用原子炉等 を冷却するための設備である常設低圧代 替注水系ポンプ,プラント監視機能を維 持する設備等に電力を供給する可搬型代 替交流電源設備として,可搬型代替低圧 電源車を使用できる設計とする。	①-1 (P3 から) (発電炉の記載) <不一致の理由> 全交流電源喪失した際
	び非常用所内電源設備からの電源の喪失 (全交流電源喪失)時において重大事故 等に対処するために必要な電力を確保す るため、非常用所内電源設備の代替電源 設備として、燃料加工建屋可搬型発電 機、制御建屋可搬型発電機、情報連絡用	【許可からの変更点等】	(当社の記載) <不一致の理由>	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失) した場合に,重 大事故等の対応に必要な発電用原子炉等 を冷却するための設備である常設低圧代 替注水系ポンプ,プラント監視機能を維 持する設備等に電力を供給する可搬型代 替交流電源設備として,可搬型代替低圧 電源車を使用できる設計とする。 可搬型代替交流電源設備は,可搬型代替	①-1 (P3 から) (発電炉の記載) <不一致の理由> 全交流電源喪失した際 に重大事故等の対処に
【許可からの変更点等】	び非常用所内電源設備からの電源の喪失 (全交流電源喪失)時において重大事故 等に対処するために必要な電力を確保す るため、非常用所内電源設備の代替電源 設備として、燃料加工建屋可搬型発電 機、制御建屋可搬型発電機、情報連絡用 可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型 電源ケーブルを設ける設計とする。①-1 代替電源設備は、重大事故等への対処に	【許可からの変更点等】 記載の適正化	<不一致の理由> 全交流電源喪失した際に重大事	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失)した場合に,重 大事故等の対応に必要な発電用原子炉等 を冷却するための設備である常設低圧代 替注水系ポンプ,プラント監視機能を維 持する設備等に電力を供給する可搬型代 替交流電源設備として,可搬型代替低圧 電源車を使用できる設計とする。 可搬型代替交流電源設備は,可搬型代替 低圧電源車,電路,計測制御装置等で構 成し,可搬型代替低圧電源車を,可搬型	①-1 (P3 から) (発電炉の記載) <不一致の理由> 全交流電源喪失した際
【許可からの変更点等】 記載の適正化	び非常用所内電源設備からの電源の喪失 (全交流電源喪失)時において重大事故 等に対処するために必要な電力を確保す るため、非常用所内電源設備の代替電源 設備として、燃料加工建屋可搬型発電 機、制御建屋可搬型発電機、情報連絡用 可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型 電源ケーブルを設ける設計とする。①-1 代替電源設備は、重大事故等への対処に 必要となる十分な容量を確保するととも	【許可からの変更点等】 記載の適正化 代替電源設備は、重大事故等への対処 に必要となる十分な容量を確保するとと	<不一致の理由>	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失)した場合に,重 大事故等の対応に必要な発電用原子炉等 を冷却するための設備である常設低圧代 替注水系ポンプ,プラント監視機能を維 持する設備等に電力を供給する可搬型代 替交流電源設備として,可搬型代替低圧 電源車を使用できる設計とする。 可搬型代替交流電源設備は,可搬型代替 低圧電源車,電路,計測制御装置等で構 成し,可搬型代替低圧電源車を,可搬型 代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東	①-1 (P3から) (発電炉の記載) <不一致の理由> 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するために必要な設備を設ける基本方針は、同様
	び非常用所内電源設備からの電源の喪失 (全交流電源喪失)時において重大事故 等に対処するために必要な電力を確保す るため,非常用所内電源設備の代替電源 設備として,燃料加工建屋可搬型発電 機,制御建屋可搬型発電機,情報連絡用 可搬型発電機,可搬型分電盤及び可搬型 電源ケーブルを設ける設計とする。①-1 代替電源設備は,重大事故等への対処に 必要となる十分な容量を確保するととも に,必要な期間にわたり給電が可能な設	【許可からの変更点等】 記載の適正化 代替電源設備は、重大事故等への対処 に必要となる十分な容量を確保するとと もに、必要な期間にわたり給電が可能な	<不一致の理由> 全交流電源喪失した際に重大事 故等の対処に必要な電力を確保 するために可搬型の重大事故等 対処設備を使用する基本方針	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失)した場合に,重 大事故等の対応に必要な発電用原子炉等 を冷却するための設備である常設低圧代 替注水系ポンプ,プラント監視機能を維 持する設備等に電力を供給する可搬型代 替交流電源設備として,可搬型代替 電源車を使用できる設計とする。 可搬型代替交流電源設備は,可搬型代替 低圧電源車,電路,計測制御装置等で構 成し,可搬型代替低圧電源車を,可搬型 代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東 側)を経由してパワーセンタ 2C 及び	①-1 (P3 から) (発電炉の記載) <不一致の理由> 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するために必要な設備を設
	び非常用所内電源設備からの電源の喪失 (全交流電源喪失)時において重大事故 等に対処するために必要な電力を確保す るため、非常用所内電源設備の代替電源 設備として、燃料加工建屋可搬型発電 機、制御建屋可搬型発電機、情報連絡用 可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型 電源ケーブルを設ける設計とする。①-1 代替電源設備は、重大事故等への対処に 必要となる十分な容量を確保するととも	【許可からの変更点等】 記載の適正化 代替電源設備は、重大事故等への対処 に必要となる十分な容量を確保するとと	<不一致の理由> 全交流電源喪失した際に重大事 故等の対処に必要な電力を確保 するために可搬型の重大事故等 対処設備を使用する基本方針 は、同様であるが、対象設備を	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失)した場合に,重 大事故等の対応に必要な発電用原子炉等 を冷却するための設備である常設低圧代 替注水系ポンプ,プラント監視機能を維 持する設備等に電力を供給する可搬型代 替交流電源設備として,可搬型代替低圧 電源車を使用できる設計とする。 可搬型代替交流電源設備は,可搬型代替 低圧電源車,電路,計測制御装置等で構 成し,可搬型代替低圧電源車を,可搬型 代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東	①-1 (P3 から) (発電炉の記載) <不一致の理由> 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するために必要な設備を設ける基本方針は、同様であるが、対処に必要
	び非常用所内電源設備からの電源の喪失 (全交流電源喪失)時において重大事故 等に対処するために必要な電力を確保するため,非常用所内電源設備の代替電源 設備として,燃料加工建屋可搬型発電 機,制御建屋可搬型発電機,情報連絡用 可搬型発電機,可搬型分電盤及び可搬型 電源ケーブルを設ける設計とする。①-1 代替電源設備は,重大事故等への対処に 必要となる十分な容量を確保するととも に,必要な期間にわたり給電が可能な設 計とする。①-1 なお,重大事故等時においては,制御建	【許可からの変更点等】 記載の適正化 代替電源設備は、重大事故等への対処 に必要となる十分な容量を確保するとと もに、必要な期間にわたり給電が可能な	<不一致の理由> 全交流電源喪失した際に重大事 故等の対処に必要な電力を確保 するために可搬型の重大事故等 対処設備を使用する基本方針	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失)した場合に,重 大事故等の対応に必要な発電用原子炉等 を冷却するための設備である常設低圧代 替注水系ポンプ,プラント監視機能を維 持する設備等に電力を供給する可搬型代 替交流電源設備として,可搬型代替低圧 電源車を使用できる設計とする。 可搬型代替交流電源設備は,可搬型代替 低圧電源車,電路,計測制御装置等で構 成し,可搬型代替低圧電源車を,可搬型 代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東 側)を経由してパワーセンタ 2C 及び 2D へ接続することで電力を供給できる	①-1 (P3 から) (発電炉の記載) <不一致の理由 > 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要なでであるが、対して必要ない。 対処に必要なが、対処に必要なる設備及び対処方
	び非常用所内電源設備からの電源の喪失 (全交流電源喪失)時において重大事故 等に対処するために必要な電力を確保するため,非常用所内電源設備の代替電源 設備として,燃料加工建屋可搬型発電 機,制御建屋可搬型発電機,情報連絡用 可搬型発電機,可搬型分電盤及び可搬型 電源ケーブルを設ける設計とする。①-1 代替電源設備は,重大事故等への対処に 必要となる十分な容量を確保するととも に,必要な期間にわたり給電が可能な設 計とする。①-1	【許可からの変更点等】 記載の適正化 代替電源設備は、重大事故等への対処 に必要となる十分な容量を確保するとと もに、必要な期間にわたり給電が可能な	<不一致の理由> 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要な電力を確保するために可搬型の重大事故等対処設備を使用する基本方針は、同様であるが、対象設備を再処理施設と共用して使用する	設計基準事故対処設備の交流電源が喪失 (全交流動力電源喪失)した場合に,重 大事故等の対応に必要な発電用原子炉等 を冷却するための設備である常設低圧代 替注水系ポンプ,プラント監視機能を維 持する設備等に電力を供給する可搬型代 替交流電源設備として,可搬型代替低圧 電源車を使用できる設計とする。 可搬型代替交流電源設備は,可搬型代替 低圧電源車,電路,計測制御装置等で構 成し,可搬型代替低圧電源車を,可搬型 代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東 側)を経由してパワーセンタ 2C 及び 2D へ接続することで電力を供給できる	①-1 (P3 から) (発電炉の記載) <不一致の理由 > 全交流電源喪失した際に重大事故等の対処に必要なでであるが、対して必要ない。 対処に必要なが、対処に必要なる設備及び対処方

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (2 / 34)

a.全交流電源喪失時において重大事故 等に対処するための電力を確保するた めの設備による給電	
めの設備による給電	
全交流電源喪失した場合の重大事	
故等対処設備として、代替電源設備	
を使用する設計とする。◆	
代替電源設備は、非常用所内電源	
設備に対して、独立性を有し、共通	
要因によって同時に機能を損なわな	
いよう,位置的分散を図る設計と し,重大事故等への対処に必要とな	
る十分な容量を確保する設計とす	
る。 る。 る。 な な な の に の に の に の に の に の の	
代替電源設備は、設置場所(使用	
場所)にて、速やかに起動し、電力	
を供給できる設計とする。	
	(発電炉の記載)
b. 全交流電源喪失以外の状態において	<不一致の理由>
重大事故等に対処するための設備によ	全交流電源喪失した際 に重大事故等の対処に
る相由 記記は独古とは何思に供って記点と可	
(a) 常設重大事故等対処設備全交流 設計基準事故対処設備の電源が到 電源喪失以外の状態において重大事故等 ことにより重大事故等が発生した	・場合に ために必要な設備を認
に対処するための設備は、常設重大事故はいて、炉心の著しい損傷、原子	ゲークを持ちます。 一炉格納 ける基本方針は、同様であるが、対処に必要
第対処設備として、再処理施設の受電開 容器の破損、使用済燃料プール内	「の燃料 となる設備が異なるた
関設備、高圧母線及び低圧母線(以下 体等の著しい損傷及び運転停止中	- 0
「受電開閉設備等」という。)を使用す 内燃料体の著しい損傷を防止する	
る設計とする。	
また、設計基準対象の施設の一部である。 本異な記げる記卦しする	江电你
	大替高圧 (発電炉の記載)
と同じ系統構成で常設重大事故等対処設	
	記電源が 全交流電源喪失した際
対処する設備は、設計基準事故に対処す 関係(全交流動力電源喪失)した	ソエルモしょかのしって
	ための対例に関する甘
設重大事故等対処設備として位置付け、 にて声のかにお動し、緊急用する	本方針は、同様である
位置的分散は不要とする設計とする。 「などないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	が、例及の別位が乗る
関基置 2C 又けメタルクラッド	(0.2 > 0
c. 重大事故等の対処に用いる設備に対 2D へ接続することで電力を供給	
する補機駆動用燃料補給設備による給し設計とする。	
世 (a) 補機駆動用燃料補給設備から各機 (☆ネハイトキキースンネーテネルテネハノ供は、オヒ☆ター	(水量にのき14V)
B	
は公礼供は、ま十重投策時には撤収利用 你は佣と共进安囚にようし同時に	-
開記を開び、単八事の等時に価機能動用 の燃料を補給する設備として、軽油貯槽 の冷却方式を空冷とすることで、	(C里入事队中仍对处的
及び軽油用タンクローリを使用する。可しておかめである 2C: 2D 非常用デ	2. 女も方と離れり
搬型発電機等は、軽油貯槽から軽油用タール発電機及び高圧炉心スプレイ系	
ングローリを用いて燃料を補給できる設 ゼル発電機を用いる非常用交流電	変に 変にであるが、 変に記憶し、記様であるが、
計とする。◇ に対して多様性を有する設計とす	対加に必要したる設備
	が異なるだめ。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (3 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			再処理施設の補機駆動用燃料補給設備の	常設代替交流電源設備は、非常用交流電	
			軽油貯槽及び軽油用タンクローリは、非	源設備と共通要因によって同時に機能を	
				損なわないよう、常設代替高圧電源装置	
			た屋外に分散して保管することで、独立	の冷却方式を空冷とすることで、冷却方	(発電炉の記載)
			性を有し、非常用発電機の燃料油貯蔵タ	式が水冷である 2C·2D 非常用ディーゼ	<不一致の理由>
			ンクと共通要因によって同時に機能を損	ル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディー	全交流電源喪失した際
			なわないよう、位置的分散を図る設計と	ゼル発電機を用いる非常用交流電源設備	に重大事故等の対処に 必要な電力を確保する
			する。◇	に対して多様性を有する設計とする。	ために必要な設備の多
			また、想定する重大事故等への対処に必		様性を確保する基本力
			要となる十分な容量を確保する設計とす		針は、同様であるが、
			る。 �		対処に必要となる設備
			たと、 岩松町新田枠が岩が温冲と 北岸		が異なるため。
			なお、補機駆動用燃料補給設備は、非常		
			用発電機の燃料油貯蔵タンクと共通要因		
			によって同時に機能を損なわないよう, 異なる燃料を使用することにより,非常		
					(発電炉の記載)
			用発電機の燃料油貯蔵タンクに対して多様性を有する設計とする。 ◇		<不一致の理由>
			秋年を有りる取引とりる。		全交流電源喪失した際
		ト. その他加工設備の附属施設の構造及	ト. その他加工設備の附属施設の構造及	常設代替交流電源設備の常設代替高圧電	に重大事故等の対処は
		び設備	び設備	源装置は、原子炉建屋付属棟から離れた	必要な電力を確保する
		(イ) 非常用設備の種類	(イ) 非常用設備の種類	屋外(常設代替高圧電源装置置場)に設	ために必要な設備の位置的分散を確保する!
		(3) 所內電源設備	(3) 所內電源設備	置することで、原子炉建屋付属棟内の	本方針は、同様である
		①構造		2C·2D 非常用ディーゼル発電機及び高圧	が、対処に必要となる
		b. 重大事故等対処設備	② 重大事故等対処設備	炉心スプレイ系ディーゼル発電機と共通	設備が異なるため。
		a. <u>a.</u> , (1), (1), (1), (1)	a. 概要	要因によって同時に機能を損なわないよ	
			7,000	う、位置的分散を図る設計とする。	
		全交流電源が喪失した場合において,	(a) 全交流電源喪失時において重大事), <u>EE</u> , ()	
		代替グローブボックス排気設備、代替モ	故等に対処するための電力を確保す	常設代替交流電源設備は、常設代替高圧	(発電炉の記載)
		ニタリング設備,制御建屋情報把握設	るための設備	電源装置からメタルクラッド開閉装置	<不一致の理由> 全交流電源喪失した際
		備,制御建屋情報把握設備,情報把握収	全交流電源喪失時において重大事	2C 及びメタルクラッド開閉装置 2D ま	に重大事故等の対処に
		集伝送設備及び代替通信連絡設備に必要	故等に対処するために必要な電力を	での系統において、独立した電路で系統	必要な電力を確保する
		な電力を確保するために必要な設備を重	確保するため、非常用所内電源設備	構成することにより、2C:2D 非常用ディ	
		大事故等対処設備として配備する設計と	の代替電源設備として,燃料加工建	ーゼル発電機からメタルクラッド開閉装	立性を確保するための
		する。山	屋可搬型発電機,制御建屋可搬型発	置 2C 及びメタルクラッド開閉装置 2D	基本方針は、同様であるが、対処に必要とな
		全交流電源喪失した場合において必要		までの系統に対して、独立性を有する設	る設備が異なるため。
		とする重大事故等対処設備は, 代替電源	搬型分電盤及び可搬型電源ケーブル	計とする。これらの多様性及び位置的分	
		設備を使用する設計とする。	<u>を配備する。</u> ①-1	散並びに電路の独立性によって、常設代	
		代替電源設備は,燃料加工建屋可搬型	なお, 重大事故等時においては,	替交流電源設備は非常用交流電源設備に	①-1 (P1 ~)
		発電機,制御建屋可搬型発電機,情報連		対して独立性を有する設計とする。	
		絡用可搬型発電機,可搬型分電盤及び可	と共用する。③		
		搬型電源ケーブルで構成し、設置場所で			③ (P1 ~)
		他の設備から独立して使用可能とするこ	代替電源設備は、重大事故等の対		
		とにより電力を供給できる設計とする。	処に必要な電力を確保できる設計と		
		なお、重大事故等時において制御建屋	する。◇		
		可搬型発電機を再処理施設と共用する。	/ N. 土土 (市) 第二 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
		代替電源設備は、「ホ.(イ)気体廃	代替電源設備の配置概略図を添 5		
		棄物の廃棄設備」,「へ.(ロ)屋外管	第 89 図に示す。◆		
		理用の主要は設備の種類」及び「ト.			
		イ)(8)通信連絡設備」に必要な電力を			
		確保できる設計とする。口			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (4 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	全交流電源喪失以外の状態において,	また、全交流電源喪失以外の状態にお	(b) 全交流電源喪失以外の状態にお		
	受電開閉設備等を設置する設計とすると	いて、外部放出抑制設備、代替消火設	いて重大事故等に対処するための設		
	ともに、設計基準対象の施設の非常用所	備,放射線監視設備,試料分析関係設	備		
	内電源設備の一部である使用済燃料の受	備,環境管理設備,情報把握収集伝送設	全交流電源喪失以外の状態におい		
	入れ施設及び貯蔵施設の 6.9kV非常用	備及び所内通信連絡設備に電力を供給する。	て発生する重大事故等の対処に必要		
(当社の記載)	母線,燃料加工建屋の 6.9kV非常用母線,使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施	る設備は、受電開閉設備等を設置する設計とするとともに、設計基準対象の施設	な電力を供給する設備は、受電開閉 設備等を設置するとともに、設計基		
<不一致の理由>	一般, 使用資燃料の支入に施設及の引属施 設の 460 V 非常用母線及び燃料加工建屋	の非常用所内電源設備の一部である使用	準対象の施設の非常用所内電源設備		
MOX燃料加工施設では、外部電	の 460 V 非常用母線を兼用し、常設重大	済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の	の一部を兼用し、常設重大事故等対		
源が健全な環境条件において、 通常時に使用する設備及び設計	事故等対処設備として位置付け、外部放	6.9kV非常用母線,燃料加工建屋の	処設備として位置付ける。◆		
基準対象施設の一部を重大事故	出抑制設備,代替消火設備,放射線監視	6.9kV非常用母線,使用済燃料の受入れ	常設重大事故等対処設備は、重大		
等の対処として使用するため。	設備,試料分析関係設備,環境管理設	施設及び貯蔵施設の460V非常用母線及	事故等の対処に必要な電力を給電で		
	備,情報把握収集伝送設備及び所内通信	び燃料加工建屋の 460 V 非常用母線を兼	きる設計とする。◆		
	連絡設備に電力を供給する設計とする。	用し、常設重大事故等対処設備として位	重大事故等時において、再処理施		
	①-3	<u>置付ける。</u> ①−3	設と共用する受電開閉設備等は、再		
			処理施設及びMOX燃料加工施設に		
		【「等」の解説】	おける重大事故等対処を考慮し、共		
		「受電開閉設備等」の指す内容は,受電開閉設備, 6.9kV非常用母線, 460V非常用母線等であ	用によって重大事故時の対処に影響		
		り、添付の説明書で示すため、当該箇所では許可	を及ぼさない設計とする。◇		
		の記載を用いた。			
	1	l			
	重大事故等時において受電開閉設備等	重大事故等時において受電開閉設備等			
(当社の記載)	は再処理施設と共用する。③	は再処理施設と共用する。③			
<不一致の理由>	<u> </u>	常設重大事故等対処設備(設計基準対			
全交流電源喪失した際に重大事		象の施設と一部兼用)は、「ホ.(イ)			
故等の対処に必要な電力を確保 するために常設の重大事故等対		気体廃棄物の廃棄設備」,「へ.(ロ)			
処設備を使用する基本方針は、		屋外管理用の主要な設備の種類」、			
同様であるが、対象設備を再処		「ト. (イ)(1) 火災防護設備」,			
理施設と共用して使用する方針 が異なるため。		「ト. (イ)(8) 通信連絡設備」を使用するため、受電開閉設備、受電変圧器、			
が異なるため。		9 3 7 8 7 9 東 田 州 設 備 , 文 电 変 圧 器 , 6. 9k V 非 常 用 主 母 線 , 6. 9k V 運 転 予 備 用			
		主母線, 6.9kV常用主母線, 6.9kV非常			
		用母線, 6.9kV運転予備用母線, 6.9kV			
		常用母線, 460V非常用母線, 460V運転			
		予備用母線及び460V常用母線を設置す			
		ることにより,必要な電力を供給する設			
		計とする。回			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (5 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	頁五 発電炉設工認 基本設計方針	 備考
27 TH 22 1 790701	N-40 1 HILD (T. 1 BV H1/4 %)	· AND AND THE TO	- 71000 70 HT - 1 HT - 10 HT - 10 HT	2.4 可搬型代替交流電源設備	νII4 Δ
				設計基準事故対処設備の交流電源が喪失	
				(全交流動力電源喪失) した場合に, 重	
				大事故等の対応に必要な発電用原子炉等	
				を冷却するための設備である常設低圧代	
				替注水系ポンプ,プラント監視機能を維	
				持する設備等に電力を供給する可搬型代 替交流電源設備として、可搬型代替低圧	
				電源車を使用できる設計とする。	
				可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替	
				低圧電源車、電路、計測制御装置等で構	
				成し、可搬型代替低圧電源車を、可搬型	
				代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東	
				側)を経由してパワーセンタ 2C 及び	
				2D へ接続することで電力を供給できる	
				設計とする。 ①(P1)へ	
				可搬型代替交流電源設備は、非常用交流	
				電源設備と共通要因によって同時に機能	
				を損なわないよう,可搬型代替低圧電源 車の冷却方式を空冷とすることで,冷却	
				方式が水冷である 2C・2D 非常用ディー	
				ゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディ	
				ーゼル発電機を用いる非常用交流電源設	
				備に対して多様性を有する設計とする。	
				③(P7)へ	
				可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低	
				圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟か	
				ら離れた場所に保管することで,原子炉 建屋付属棟内の 2C・2D 非常用ディーゼ	
				ル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディー	
				ゼル発電機と共通要因によって同時に機	
				能を損なわないよう、位置的分散を図る	
				設計とする。また、可搬型代替交流電源	
				設備の可搬型代替低圧電源車は,屋外	
				(常設代替高圧電源装置置場) の常設	
				代替高圧電源装置から離れた場所に保管	
				することで、共通要因によって同時に機	
				能を損なわないよう、位置的分散を図る	
				設計とする。 ②(P6)へ □	
			b. 設計方針		
			(a) 共通要因故障に対する考慮		
			基本方針については、		
			「イ. (ハ) (1) ① a. 共通要因は	文障	
			に対する考慮」に示す。◇		
			i. 全交流電源喪失時において重大		
			等に対処するための電力を確保	する	
i			ための設備		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (6 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			(i) 代替電源設備		
	代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発	屋外に保管する代替電源設備(燃料加	代替電源設備の燃料加工建屋可搬	可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替	
	電機は、共通要因によって非常用発電機	工建屋可搬型発電機及び制御建屋可搬型	型発電機は、共通要因によって非常	低圧電源車からパワーセンタ 2C 及びパ	
	と同時にその機能が損なわれるおそれが	発電機)は、共通要因によって非常用所	用発電機と同時にその機能が損なわ	ワーセンタ 2D までの系統において,独	
	ないよう、通常は使用する建屋近傍の屋	内電源設備と同時にその機能が損なわれ	れるおそれがないよう,通常は使用	立した電路で系統構成することにより、	
	外に保管し、対処時はその場で運転し使	るおそれがないよう, 通常は使用する建	する建屋近傍の屋外に保管し、対処	2C·2D 非常用ディーゼル発電機からパワ	
	用することで、非常用発電機に対して独	屋近傍の屋外に保管し,対処時はその場	時はその場で運転し使用すること	<mark>ーセンタ 2C 及びパワーセンタ 2D まで</mark>	
	立性を有する設計とする。②	で運転し使用すること、また、屋内に保	で、非常用発電機に対して独立性を	の系統に対して、独立性を有する設計と	
		管する代替電源設備(情報連絡用可搬型	<u>有する設計とする。</u> ②	<mark>する。</mark>	
	代替電源設備の情報連絡用可搬型発電	発電機、可搬型分電盤及び可搬型電源ケ			
	機は、共通要因によって非常用発電機と	ーブル)は、通常は非常用所内電源設備	代替電源設備の情報連絡用可搬型		
	同時にその機能が損なわれるおそれがな	と異なる場所に保管し, 対処時は非常用	発電機は、共通要因によって非常用		
	いよう,通常は非常用発電機と異なる場	所内電源設備と異なる系統構成とするこ	発電機と同時にその機能が損なわれ		
	所に保管し、対処時は非常用所内電源設	とで、非常用所内電源設備に対して独立	るおそれがないよう, 通常は非常用		
	備と異なる系統構成とすることで、独立	性を有する設計とする。□	発電機と異なる場所に保管し、対処		
	性を有する設計とする。 ②		時は非常用所内電源設備と異なる系		
			統構成とすることで,独立性を有す		
			<u>る設計とする。</u> ②		
			代替電源設備の可搬型分電盤及び		
	代替電源設備の可搬型分電盤及び		可搬型電源ケーブルは、共通要因に	路の独立性によって,可搬型代替交流電	
	可搬型電源ケーブルは、共通要因に		よって非常用所内電源設備と同時に	源設備は非常用交流電源設備である 2C・	
	よって非常用所内電源設備と同時に		その機能が損なわれるおそれがない	2D 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉	
	その機能が損なわれるおそれがない		よう,通常は非常用所内電源設備と	心スプレイ系ディーゼル発電機に対して	
	よう、通常は非常用所内電源設備と		異なる場所に保管し、対処時は非常	独立性を有する設計とする。	
	異なる場所に保管し、対処時は非常		用所内電源設備と異なる系統構成と		
	用所内電源設備と異なる系統構成と		することで、独立性を有する設計と		
	することで、独立性を有する設計と		<u>する。</u> ②		
	<mark>する。</mark> ②				
				可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低	
	代替電源設備の燃料加工建屋可搬		型発電機は、共通要因によって非常	圧電源車は、屋外の原子炉建屋付属棟か	
	型発電機は,共通要因によって非常		用発電機と同時にその機能が損なわ	ら離れた場所に保管することで、原子炉	
	用発電機と同時にその機能が損なわ		れるおそれがないように,故障時の	建屋付属棟内の 2C・2D 非常用ディーゼ	
	れるおそれがないように,故障時の		バックアップを含めて必要な数量を	ル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディー	
	<mark>バックアップを含めて必要な数量を</mark>		非常用発電機が設置される建屋から	ゼル発電機と共通要因によって同時に機	
	非常用発電機が設置される建屋から		<u>100m以上の離隔距離を確保した場</u>	能を損なわないよう,位置的分散を図る	
	100m以上の離隔距離を確保した場		所に保管することで位置的分散を図	設計とする。また,可搬型代替交流電源	
	所に保管することで位置的分散を図		<u>る。</u> ②	設備の可搬型代替低圧電源車は,屋外	
	<mark>る設計とする。</mark> ②			(常設代替高圧電源装置置場) の常設	
				代替高圧電源装置から離れた場所に保管	
				することで、共通要因によって同時に機	
	【許可からの変更点等】			能を損なわないよう、位置的分散を図る	
	記載の適正化			<mark>設計とする。</mark>	
				②(P5)から	
		1		1	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (7 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	代替電源設備の情報連絡用可搬型発電機,可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは,共通要因によって非常用所内電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように,故障時のバックアップを含めて必要な数量を非常用所内電源設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫に保管するとともに,燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。②	代替電源設備は、共通要因によって非常用発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を非常用発電機が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管することで位置的分散を図る。 ロ	代替電源設備の情報連絡用可搬型発電機,可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは,共通要因によって非常用所内電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないように,故障時のバックアップを含めて必要な数量を非常用所内電源設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアの保管庫に保管するとともに,燃料加工建屋にも保管することで位置的分散を図る。②		
(双方の記載) 〈不一致の理由〉 重大事故等に対処する可搬型の電源設備が多様性を有する設計とする基本方針は同様であるが、対処設備及び多様性の担保の方法が異なるため、MOX 燃料加工施設で設ける代替電源設備に置き換えて記載	なお、燃料加工建屋可搬型発電機及び情報連絡用可搬型発電機は、共通要因によって非常用発電機と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、異なる燃料を使用することで、非常用発電機に対して、多様性を図る設計とする。②	【許可からの変更点等】記載の適正化	なお、燃料加工建屋可搬型発電機 及び情報連絡用可搬型発電機は、共 通要因によって非常用発電機と同時 にその機能が損なわれるおそれがな いよう、異なる燃料を使用すること で、非常用発電機に対して、多様性 を図る設計とする。②	一ゼル発電機を用いる非常用交流電源設備に対して多様性を有する設計とする。 ③(P5)から 可搬型代替交流電源設備の可搬型代替低圧電源車の接続箇所は、共通要因によって接続できなくなることを防止するため、位置的分散を図った複数箇所に設置する設計とする。 3.2 可搬型代替直流電源設備設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合に、重大事故等の	(発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故等に対処する可能のででは、 でであるが、MOX燃料ができるが、MOX燃料ができるが、MOX燃料ができるが、MOX燃料ができるが、MOX燃料ができるが、MOX燃料ができるが、MOX燃料が無いため。
				し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)を経由して直流125V主母線盤2Bへ接続することで電力を供給で	(発電炉の記載) <不一致の理由> 全交流電源喪失した際 に重大事故等の対処に 必要な電力を確保する ために必要な設備を設 ける基本方針は、同様 であるが、対処に必要 となる設備が異なるた め。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (8 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 ※	添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
					可搬型代替直流電源設備は,可搬型代替低圧電源車の運転を継続することで,設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間にわたり必要な負荷に電力の供給を行うことができる設計とする。	(双方の記載) <不一致の理由> 全交流電源喪失した際 に重大事故等の対処に 必要な電力を確保する ために必要な設備を設 ける基本方針は、同様 であるが、対処に必要 となる設備が異なるた
					可搬型代替直流電源設備は、非常用直流電源設備と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、可搬型代替低圧電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である 2C·2D 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。また、可搬型整流器により交流電力を直流に変換できることで、125V系蓄電池 A系·B系及びHPCS系を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。	め。 (発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故等に対処する 可搬型の電源設備が多 様性を有する設計とす る基本方針は同様であ るが、MOX燃料加工施 設には、可搬型の直流 電源設備が無いため。
					可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低 圧電源車及び可搬型整流器は,屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に保管することで,原子炉建屋付属棟内の 2C·2D 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機並びに 125V 系蓄電池 A 系·B 系及びHPCS 系と共通 要因によって同時に機能を損なわないよう,位置的分散を図る設計とする。	電源設備が無いため。 (発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故等に対処する 可搬型の電源設備が位置的分散を図る設計と する基本方針は同様で あるが、MOX 燃料加工 施設には、可搬型の直 流電源設備が無いた め。
					可搬型代替直流電源設備は,可搬型代替低圧電源車から直流 125V 主母線盤 2A·2B までの系統において,独立した電路で系統構成することにより,125V 系蓄電池 A 系·B 系から直流 125V 主母線盤 2A·2B までの系統に対して,独立性を有する設計とする。 これらの多様性及び位置的分散並びに電路の独立性によって,可搬型代替直流電源設備は非常用直流電源設備に対して独立性を有する設計とする。	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (9 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				可搬型代替直流電源設備の可搬型代替低 圧電源車及び可搬型整流器の接続箇所 は、共通要因によって接続できなくなる ことを防止するため、 位置的分散を図 った複数箇所に設置する設計とする。	(発電炉の記載) <不一致の理由> 重大事故等に対処する 可搬型の電源設備が位 置的分散を図る設計と する基本方針は同様で あるが、MOX 燃料加工 施設には、常設設備と の接続が無いため。
				1.2 代替所内電気系統 所内電気設備は、3 系統の非常用母線等 (メタルクラッド開閉装置 (6900 V, 2000 A のものを 2 母線) 、メタルクラ ッド開閉装置 HPCS (6900 V, 2000 A の ものを 1 母線) 、パワーセンタ (480 V, 4000 A のものを 2 母線) 、モータ コントロールセンタ (480V, 800 A のも のを 14 母線) 、モータコントロールセ ンタ HPCS (480 V, 800 A のものを 1 母線) 、動力変圧器 (3333 kVA, 6900/480 V のものを 2 個) 、動力変圧 器 HPCS (600 kVA, 6900/480 V のも のを 1 個))により構成することによ り、共通要因で機能を失うことなく、3 系統のうち 2 系統は電力供給機能の維 持及び人の接近性の確保を図る設計とす	(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 発電炉の技術基準及び その解釈における要求 であり、加工施設の技 術基準に要求がないた め。
				る。 これとは別に上記 3 系統の非常用母線等の機能が喪失したことにより発生する重大事故等の対応に必要な設備に電力を給電する代替所内電気設備として,緊急用断路器(6900 V, 1200 A のものを 1 個),緊急用メタルクラッド開閉装置(6900 V, 1200 A のものを 1 個),緊急用動力変圧器(2000 kVA, 6900/480 Vのものを 1 個),緊急用パワーセンタ(480 V, 3000 A のものを 1 個),緊急用モータコントロールセンタ(480 V,800 A のものを 3 個),可搬型代替低圧電源車接続盤(交流入出力(480 V,1600 A),可搬型整流器交流入力(210 V,600 A),可搬型整流器直流出力(150 V,400 A)のものを 2 個),緊急用計装交流主母線盤(50 kVA,480/240 — 120 Vのものを 1 個),緊急用直流 125V 充電器(125 V,700 A のものを 1 個),可搬型整流	(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設に は、重大事故等に対処 する常設の代替所内電 源設備が無いため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (10 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	E. 発電炉設工認 基本設計方針	備考
				器用変圧器(150 kVA, 480/210 V のも	
				のを 2 個), 可搬型代替直流電源設備	
				用電源切替盤(125 V, 400 A のものを	
				1 個),緊急用直流 125V 主母線盤	
				(125 V, 1200 A のものを 1 個), 緊	
				急用直流 125V モータコントロールセン	
				タ(125 V, 400 A のものを 1 個),	
				緊急用直流 125V 計装分電盤 (125 V,	
				400 A のものを 1 個), 緊急用無停電	
				電源装置,緊急用無停電計装分電盤	
				(120 V, 400 A のものを 1 個), 緊急	
				用電源切替盤(緊急用交流電源切替盤	
				(480 V, 65 A のものを 2 個) , 緊急	
				用直流電源切替盤(125 V, 120 A のも	
				のを1個),緊急用直流計装電源切替	
				盤 (125 V, 50 A のものを 2 個), 緊	
				急用無停電計装電源切替盤 (120 V, 50	
				A のものを 1 個)) を使用できる設計	
				とする。代替所内電気設備は、上記に加	
				え, 電路, 計測制御装置等で構成し,	
				常設代替交流電源設備,可搬型代替交流	
				電源設備、常設代替直流電源設備又は可	
				搬型代替直流電源設備の電路として使用	
				し電力を供給できる設計とする。また、	
				代替所内電気設備は、人の接近性を考慮	
				した設計とする。なお, 緊急用 125V 系	
				蓄電池は, 常設代替直流電源設備に位	
				置付ける。常設代替直流電源設備は、全	
				交流動力電源喪失から 24 時間にわた	
				り, 緊急用 125V 系蓄電池から電力を供	
				給できる設計とする。	
				 代替所内電気設備の緊急用メタルクラッ	
				ド開閉装置、緊急用パワーセンタ、緊急	
				用モータコントロールセンタ、緊急用電	
				源切替盤, 緊急用直流 125V 主母線盤等	
				は、非常用所内電気設備と異なる区画に	
				設置することで、共通要因によって同時	
				に機能を損なわないように位置的分散を	
				図る設計とする。	
				囚心以口にソる。	
				代替所内電気設備は、独立した電路で系	
				統構成することにより、非常用所内電気	(発電炉の記載)
				設備に対して 独立性を有する設計とす	<不一致の理由>
				7	MOX 燃料加工施設に
					は、重大事故等に対処する常設の代替所内電
				/ I	源設備が無いため。
				これらの位置的分散及び電路の独立性に	MANUAL VIII A VICANO
				よって、代替所内電気設備は非常用所内	
				電気設備に対して独立性を有する設計と	
				する。	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (11 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計	方針 事業変更許可申請書	本文	事業変更許可申請書	添付書類五	発電炉設工認	基本設計方針	備考
技術基準規則	設工認申請書 基本設計	方針 事業変更許可申請書	本文	事業変更許可申請書	添付書類五	常属で源損と 常系ま統設HP及を こよ直計 重るブ で源横、設なす 設蓄で構備の系 HPCS で いったと か代に を発子となる ででといる でといる ででといる ででといる ででといる がいまい でいった からでいる がいり でいい かんに がいれい がいり でいれい がいり がいり でいい がいり がいり がいり がいり がいり がいり がいり がいり がいり が	備)棟よ置 備直,り池がに が電池 原設非同散 原設非同散 原設非同散 原設非同散 原設非同散 第25V た用 B 盤, 原設非同数 第125V た用 B 盤, が電池 が電池 が電池 が電池 が電池 が電池 が電池 が電池	備考 (発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設に は、重大事故等に対処 する常設の代替所内電 源設備が無いため。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (12 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				3. 直流電源設備及び計測制御用電源設	
				備	
				3.1 常設直流電源設備	
				(設計基準対象施設の記載のため中略)	
				設計基準事故対処設備の交流電源が喪失	
				(全交流動力電源喪失) した場合に,重	
				大事故等の対応に必要な設備に直流電力	
				を供給する所内常設直流電源設備とし	
				て, 125V 系蓄電池 A 系·B 系を使用で	
				きる設計とする。所内常設直流電源設備	
				は, 125V 系蓄電池 A 系·B 系, 電路,	
				計測制御装置等で構成し、125V 系蓄電	(発電炉の記載)
				池 A 系·B 系は,直流 125V 主母線盤	<不一致の理由>
				2A·2B(125 V, 1200 A のものを 2	全交流電源喪失した際
				個),直流 125V モータコントロールセ	に重大事故等の対処に
				ンタ (125 V, 600 A のものを 2 個) 及	必要な電力を確保する
				び非常用無停電計装分電盤 (120 V, 400	ために必要な設備を設
				A のものを 2 個) へ電力を供給できる	ける基本方針は、同様 であるが、対処に使用
				設計とする。	する設備が異なるた
				→	b.
				所内常設直流電源設備の 125V 系蓄電池	
				A系·B系は、全交流動力電源喪失から	
				1時間以内に中央制御室において不要な	
				負荷の切り離しを行うこと、また全交流	
				動力電源喪失から8時間後に中央制御	
				室外において不要な負荷の切り離しを行	
				うことで、全交流動力電源喪失から 24	
				時間にわたり, 125V 系蓄電池 A 系·B	
				系から電力を供給できる設計とする。	
				・ これはいますはます。 ・ これはいますはます。 ・ これはいます。 ・ これはいます。 ・ これはいます。 ・ これはいます。 ・ これはいます。 ・ これはいます。	
				所内常設直流電源設備は,原子炉建屋付 属棟内の 2C・2D 非常用ディーゼル発電	(発電炉の記載)
				機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発电	<不一致の理由>
				機及い同圧が心ヘノレイボノイーとル先し 電機と異なる区画に設置することで,非	MOX 燃料加工施設に
				常用交流電源設備と共通要因によって同	は、重大事故等に対処
				時に機能を損なわないよう,位置的分散	する常設の代替所内電 源設備が無いため。
				を図る設計とする。	(保設) (開か無いため。
				で	
				 所内常設直流電源設備は,125V 系蓄電	
				池 A 系·B 系から直流 125V 主母線盤	
				2A・2B までの系統において、独立した電	(発電炉の記載)
				路で系統構成することにより, 2C·2D 非	<不一致の理由>
				常用ディーゼル発電機の交流を直流に変	MOX 燃料加工施設に
				換する電路を用いた直流 125V 主母線盤	は、重大事故等に対処 する常設の代替所内電
				2A·2B までの系統に対して、独立性を有	9 る 帝 設 の 八 谷 所 内 电 源 設 備 が 無 い た め 。
				する設計とする。	MANIBA VIII A MA AC 600
				これらの位置的分散及び電路の独立性に	
				よって、所内常設直流電源設備は非常用	
				交流電源設備に対して独立性を有する設	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (13 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
				非常用直流電源設備の 125V 系蓄電池 A 系·B 系·HPCS 系及び中性子モニタ用蓄電池 A 系·B 系は、想定される重大として使用できる設計とする。 非常用直流電源設備のうち 125V 系蓄電池 HPCS 系は、直流 125V 系数器 HPCS (125 V, 800 A のものを 1 個) へデルイ系 M では、 125 V, 800 A のものを 1 個) へを発電機のシードの表では、 125 V 列加 のものを 1 個) では、 20 が 14 が 15 が 16 が 16 が 16 が 17 が 17 が 17 が 18 が 18 が 17 が 18 が 18	(発電炉の記載) <不一数の理由> MOX 燃料力事をでは、 は、非常用では、 に非常では、 に非常では、 に非常にないた。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (14 / 34)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (15 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(当社の記載) 〈不一致の理由〉 発電炉の設置許可及び加工施設 の事業許可における設計方針の 差異 (当社は、事業変更許可時に 27 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。)	代替電源設備は、他の設備から独立とにさいという。 立して単独で使用の設備に多い。 立り、他の設備に多い。 立り、計とする。 では、要とでが制理型をはないとさい。 をでは、必要には、の設備をといい。 をでは、必要で他のではのでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、の	て単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。 屋外に保管する代替電源設備は、			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (16 / 34)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (17 / 34)

接術基準規則 設工認申請書 基本設計方針 事業変更許可申請書 本文 事業変更許可申請書 添付書類五 発電炉設工認 基本設計方針 備約 (

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (18 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(当社の記載) 〈不一致の理由〉 発電炉の設置許可及び加工施設 の事業許可における設計方針の 差異 (当社は、事業変更許可時に 27 条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。)	代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機は、風(台風)及び竜巻に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。⑤ (大替電源設備の情報連絡用可搬型発電機、可搬型分電盤及び可搬型電	屋外に保管する代替電源設備は、風 (台風)及び竜巻に対して、風(台風) 及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。□ 屋内に保管する代替電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に保管し、風(台風)等により	(d) 環境条件等 基本方針については, 「イ.(ハ)(1)③ 環境条件等」に示す。 i. 全交流電源喪失時において重大事故等に対処するための電力を確保するための設備 (i) 代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機及が制御建屋可搬型発電機は,風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し,当該設備の転倒防止,固縛等の措置を講じて保管する設計とする。⑤ 代替電源設備の情報連絡用可搬型発電機,可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは,外部からの衝撃による損傷を防止できる燃料加工建屋に保管し,風(台風)等により機能を損なわない設計とする。⑤		UITS 1.5
	設備の燃料加工建屋可搬型発電機,	地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。□ 【許可からの変更点】記載の適正化 【替電源設備は、溢水量を考慮し、影	代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機,情報連絡用可搬型発電機,情報連絡用可搬型発電機,可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは「イ.(ハ)(1)⑤ 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。⑤ (代替電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。⑤		⑤ (P19 から)

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (19 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(当社の記載) 〈不一致の理由〉 発電炉の設置許可及び加工施設 の事業許可における設計方針の 差異 (当社は、事業変更許可時に 27 条重大事故等対処設備の設計方 針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の	代替電源設備の情報連絡用可搬型 発電機,可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは,内部発生飛散物の影響を考慮し,燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより,機能を損なわない設計とする。⑤	屋内に保管する代替電源設備は、内部 発生飛散物の影響を考慮し、燃料加工建 屋の内部発生飛散物の影響を受けない場 所に保管することにより、機能を損なわ ない設計とする。 ①	代替電源設備の情報連絡用可搬型 発電機,可搬型分電盤及び可搬型電源ケーブルは,内部発生飛散物の影響を考慮し,燃料加工建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより,機能を損なわない設計とする。⑤		
記載としている。)	▼代替電源設備は、想定される重大 事故等が発生した場合においても、 設置に支障がないように、線量率の 高くなるおそれの少ない場所を選定 し、当該設備の設置が可能な設計と する。⑤		代替電源設備の燃料加工建屋可搬型発電機,情報連絡用可搬型発電機及び制御建屋可搬型発電機は,積雪及び火山の影響に対して,積雪に対しては除雪する手順を,火山の影響(降下火砕物の積載荷重)に対しては除灰及び屋内へ配備する手順を整備する。⑤ 代替電源設備は,想定される重大事故等が発生した場合においても,設置に支障がないように,線量率の高くなるおそれの少ない場所を選定し,当該設備の設置が可能な設計とする。⑤		(E) (D19 a)
	風(台風)及び竜巻による風荷重, 積雪荷重及び降下火砕物による積載 荷重により機能を損なわない設計と する。⑤ ●受電開閉設備は、自然現象、人為 事象、溢水、火災及び内部発生飛散 物により機能が損なわれる場合、関 連する工程を停止する等の手順を保	備のうち再処理施設と共用する受電開閉設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。 団 所内電源設備の常設重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象、溢水、火災及び内部発生飛散物により機能が損なわ	ii. 全交流電源喪失以外の状態において 重大事故等に対処するための設備 (i) 受電開閉設備 受電開閉設備は,風(台風),竜 巻,積雪及び火山の影響に対して, 風(台風)及び竜巻による風荷重, 積雪荷重及び降下火砕物による積載 荷重により機能を損なわない設計と する。⑤ 受電開閉設備は,自然現象,人為 事象,溢水,火災及び内部発生飛散 物により機能が損なわれる場合,関 連する工程を停止する等の手順を整		⑤ (P18 ^)
	大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑤ 受電開閉設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼	対処するための機能を損なわない設計と する。 ロ	備することにより重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。⑤ 受電開閉設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。⑤	【「等」の解説】 代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等」とは機能確保のための手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。 (以下同じ)	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (20 / 34)

	30 37 34 ++ 1.30 31 -L.Al			7V Z - 211	/+t+v
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			(ii) 高圧母線(設計基準対象の施設と		
	 高圧母線は、自然現象、人為事		一部兼用) 高圧母線は,自然現象,人為事		
	周圧 日		<u> 周圧 母縁は, 目 然 現象, 八 為 事</u> 象,溢水, 火災及 び内 部 発生 飛 散 物		
(当社の記載)	により機能が損なわれる場合、代替		家、温水、八次及び竹品光生飛散物 により機能が損なわれる場合、代替		
〈不一致の理由〉 発電炉の設置許可及び加工施設	設備による機能の確保、修理の対		設備による機能の確保、修理の対		
の事業許可における設計方針の	水 応、関連する工程を停止する等の手		応、関連する工程を停止する等の手		
差異	順により機能を維持する設計とす		順により機能を維持する設計とす		
(当社は、事業変更許可時に 27 条重大事故等対処設備の設計方	る。⑤		<u>る。</u> ⑤		
針を各SA設備条文に展開し、記	高圧母線のうち設計基準対象の施				
載していることから当社特有の	設と一部を兼用する設備は、溢水量		設と一部を兼用する設備は,溢水量		
記載としている。)	を考慮し、影響を受けない高さへの		を考慮し、影響を受けない高さへの		
	設置及び被水防護する設計とする。		設置及び被水防護する設計とする。		
	5		5		
			 (iii) 低圧母線(設計基準対象の施設と		
			(Ⅲ) 低圧母線(設計基準対象の施設と 一部兼用)		
	 低圧母線は、自然現象、人為事		(国本の) (低圧母線は、自然現象、人為事		
	象、溢水、火災及び内部発生飛散物		象、溢水、火災及び内部発生飛散物		
	により機能が損なわれる場合、代替		により機能が損なわれる場合、代替		
	設備による機能の確保、修理の対		設備による機能の確保、修理の対		
	応、関連する工程を停止する等の手		応, 関連する工程を停止する等の手		
	順により機能を維持する設計とす		<u>順により機能を維持する設計とす</u>		
	3. 5		<u>3.</u> (5)		
	低圧母線のうち設計基準対象の施		低圧母線のうち設計基準対象の施		
	設と一部を兼用する設備は、溢水量		<u>設と一部を兼用する設備は、溢水量</u>		
	を考慮し、影響を受けない高さへの 設置及び被水防護する設計とする。		<u>を考慮し、影響を受けない高さへの</u> 設置及び被水防護する設計とする。		
	(5) (5) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7		<u> </u>		
		代替電源設備は、想定される重大事故			
		等が発生した場合においても、設置に支			
		障がないように、線量率の高くなるおそ			
		れの少ない場所を選定し、当該設備の設			
		置が可能な設計とする。□			
\			(e) 操作性の確保		
			基本方針については、		
			「イ.(ハ)(1)④a. 操作性の確		
			保」に示す。		
			i . 全交流電源喪失時において重大事故		
			等に対処するための電力を確保する		
			ための設備		
			(i) 代替電源設備		
	代替電源設備は、接続方式を統一することにより、まために、窓里からな		代替電源設備は、接続方式を統一		
	ることにより、速やかに、容易かつ確 実に現場での接続が可能な設計とす	ことにより、速やかに、容易かつ確実に 現場での控結が可能な認識しまる。 ロ	することにより、速やかに、容易か つ確実に現場での接続が可能な設計		
	夫に現場での接続かり肥な設計とする。⑥	現場での接続が可能な設計とする。□	<u>つ帷美に現場での接続が可能な設計</u> とする。⑥		
	~		<u></u>		
<u></u>	<u> </u>				

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (21 / 34)

(当ためた歌) (で一点の理想) (では、本文を教育が対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対
重大事故等に対処するための電力を 確保するための設備の系統図を添5 第68図~添5第70図に示す。◇ (b) 全交流電源喪失以外の状態におい て重大事故等に対処するための設備 全交流電源喪失以外の状態におい て重大事故等に対処するための設備

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (22 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針 事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		6.9kV非常用母線, 6.9kV運転予備		
		用母線, 6.9kV常用母線, 460V非常用母線, 460V運転予備用母線及		
		び460V常用母線を設置することに		
		より、必要な電力を供給する設計と		
		する。全交流電源喪失以外の状態に		
		おいて重大事故等に対処するための 設備は,設計基準対象の施設の非常		
		用所内電源設備と一部兼用し、常設		
		重大事故等対処設備として位置付け		
		る。 �		
		全交流電源喪失以外の状態におい		
		て重大事故等に対処するための設備		
		の系統図を添5第71図に示す。◇		
(当社の記載)		e. 試験・検査		
〈不一致の理由〉		基本方針については, 「イ.(ハ)(1)④b. 試験・検査		
発電炉の設置許可及び加工施設 の事業許可における設計方針の		11.(ハ)(1)(1) B. 試験・検査 性」に示す。		
差異		(a) 全交流電源喪失時において重大事		
(当社は、事業変更許可時に 27 条重大事故等対処設備の設計方		故等に対処するための電力を確保す		
トを各 SA 設備条文に展開し、記		るための設備 i. 代替電源設備		
載していることから当社特有の 記載としている。)		代 大大学		
	↑ 代替電源設備は,通常時におい 代替電源設備は,通常時において て,重大事故等に対処するために必 大事故等に対処するために必要な機	,		
	要な機能を確認するため、独立して一確認するため、独立して外観検査及	アバ船 要な機能を確認するため、独立して		
	外観検査及び絶縁抵抗測定による性縁抵抗測定による性能確認が可能な	・設計 外観検査及び絶縁抵抗測定による性 能確認が可能な設計とする。		
	能確認が可能な設計とする。 とする。 また、当該機能を健全に維持する また、当該機能を健全に維持する	また 当該機能を健全に維持する		
	ため、独立して取替え等が可能な設 め、独立して取替え等が可能な設計	たま ため、独立して取替え等か可能な設		
	計とする。⑦ る。□	<u>計とする。</u> ⑦		
	【「等」の解説】	(b) 全交流電源喪失以外の状態におい		
	「取替え等」とは、設備の保守及び修理で機能を維持する めの方法の総称として示した記載であることから許可の記	世人争议寺に対処するための設備		
	を用いた。	i 受電開閉設備 受電開閉設備は、通常時におい		
	受電開閉設備は、通常時におい 所内電源設備の常設重大事故等対	「処設」 て 重大事故等に対処するために必		
	て, 重大事故等に対処するために必 備は, 通常時において, 重大事故等 要な機能を確認するため, 外観検査 処するために必要な機能を確認する	要な機能を確認するため、外観検査		
	及び絶縁抵抗測定による性能確認がめ、外観検査及び絶縁抵抗測定によ			
	可能な設計とする。 能確認が可能な設計とする。	また 当該機能を健全に維持する		
	また、当該機能を健全に維持するまた、当該機能を健全に維持する	ため、保修等が可能な設計とする		
	ため、保修等が可能な設計とする。 め、保修等が可能な設計とする。 口 ⑦			
		ii 高圧母線(設計基準対象の施設と一 部兼用)		
	【「等」の解説】	高圧母線は,通常時において,重		
	■ 高圧母線は、通常時において、重 大事故等に対処するために必要な機 大事故等に対処するために必要な機	大事故等に対処するために必要な機		
	能を確認するため 外囲絵本及び絡 の方法の総称として示した記載	能を確認するため、外観検査及び絶		
	縁抵抗測定による性能確認が可能な いた。(以下同じ)	<u>縁抵抗測定による性能確認が可能な</u> 設計とする。		
	設計とする。	<u>取印 (ソ る) 。</u>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (23 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
22114 22 1 773714	また、当該機能を健全に維持する	4 Mescachi 4 i hiv ii	また、当該機能を健全に維持する)	νια ν
	ため、保修等が可能な設計とする。		ため、保修等が可能な設計とする。		
	7		7		<u> </u>
			(e) 低圧母線(設計基準対象の施設と		<u> </u>
	低圧母線は、通常時において、重		一部兼用)		<u> </u>
(当社の記載)	大事故等に対処するために必要な機		低圧母線は、通常時において、重		<u> </u>
〈不一致の理由〉	能を確認するため、外観検査及び絶		大事故等に対処するために必要な機		<u> </u>
発電炉の設置許可及び加工施設 の事業許可における設計方針の	縁抵抗測定による性能確認が可能な		能を確認するため、外観検査及び絶		<u> </u>
が事業計可における設計方針の 差異	設計とする。 また、当該機能を健全に維持する		<u>縁抵抗測定による性能確認が可能な</u> 設計とする。		<u> </u>
(当社は、事業変更許可時に27	ため、保修等が可能な設計とする。		<u>設計とりる。</u> また、当該機能を健全に維持する		<u> </u>
条重大事故等対処設備の設計方	(7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)		ため、保修等が可能な設計とする。		
針を各SA設備条文に展開し、記載していることから当社特有の			(7)		<u> </u>
記載としている。)					<u> </u>
		② 主要な設備・機器の構造			<u> </u>
		b. 重大事故等対処設備			<u> </u>
		(a) 代替電源設備			
		[可搬型重大事故等对処設備]			
		燃料加工建屋可搬型発電機			
		台数3台			
		(予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)			
		タクテックを2日 容			
		情報連絡用可搬型発電機			
		台数5台			
		(予備として故障時及び待機除外時のバ			
		ックアップを3台)			
		容 量 約3kVA/台			
		制御建屋可搬型発電機(再			
		処理施設と共用)			
		台数3台			<u> </u>
		(予備として故障時バックアップを2			<u> </u>
		台) 容 量 約 80k V A /台			<u> </u>
		可搬型分電盤			<u> </u>
		数 量 1式			<u> </u>
		可搬型電源ケーブル			<u> </u>
		数 量 1式			
		(b) 受電開閉設備			<u> </u>
		i. 常設重大事故等対処設備			<u> </u>
		受電開閉設備			1
		(再処理施設と共用)			1
		数 量 2系統			1
		(再処理施設と共用) 数 量			1
		4台			1
		(c) 高圧母線			1
		(設計基準対象の施設と一部兼用)			1
		i . 常設重大事故等対処設備			1
		非常用電源建屋の 6.9kV非常用主母線			1
		(再処理施設と一部共用)			<u> </u>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (24 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
2411 = 177514		7 3113 93 9111 7 1 1117	7 313233 411 4 7 1114 11 11 11 11 11 11		VIIV V
		N/I = a I-			
		数 量 2系統			
		ユーティリティ建屋の 6.9kV運転予備 用主母線(再処理施設と共用)			
		数 量 1系統			
		ユーティリティ建屋の 6.9kV常用主母			
		線			
		(再処理施設と共用)			
		数量2系統			
		第2ユーティリティ建屋の 6.9kV運転			
		予備用主母線 (再処理施設と一部共用)			
		数 量 3系統			
		第2ユーティリティ建屋の 6.9kV常用			
		主母線			
		(再処理施設と共用)			
		数量1系統			
		制御建屋の 6.9kV非常用母線 (再処理施設と一部共用)			
		数 量 2系統			
		制御建屋の 6.9kV運転予備用母線			
		(再処理施設と一部共用)			
		数 量 2系統			
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の			
		6.9kV非常用母(再処理施設と共用) 数 量 2系統			
		要			
		6.9kV常用母線(再処理施設と共用)			
		数 量 2系統			
		低レベル廃棄物処理建屋の 6.9kV運転			
		予備用母線(再処理施設と共用)			
		数 量 1系統 燃料加工建屋の 6.9kV非常用母線			
		数 量 2系統			
		燃料加工建屋の 6.9kV運転予備用母線			
		数 量 1系統			
		燃料加工建屋の 6.9k V 常用母線			
		数 量 1 系統 (d) 低圧母線			
		(設計基準対象の施設と一部兼用)			
		[常設重大事故等対処設備]			
		制御建屋の460V非常用母線(再処理施			
		設と一部共用)			
		数 量 2系統 制御建屋の460V運転系備用及領			
		制御建屋の 460 V 運転予備用母線 (再処理施設と一部共用)			
		数 量 2系統			
		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の			
		460V非常用母線(再処理施設と共用)			
		数 量 2系統			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (25 / 34)

技術 其淮坦田	設丁認由善士	重業亦再許可由詩書 未立	車	必需 信設丁辺	借去
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文 低レベル廃棄物処理建屋の 460 V運転予備用母線(再処理施設と共用) 数 量 1 系統 燃料加工建屋の 460 V 非常用母線 数 量 2 系統 燃料加工建屋の 460 V 運転予備用母線 数 量 1 系統 燃料加工建屋の 460 V 常用母線 数 量 1 系統 燃料加工建屋の 460 V 常用母線 数 量 1 系統	事業変更許可申請書添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (26 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	第2章 個別項目 7.4 補機駆動用燃料補給設備	(4) 補機駆動用燃料補給設備	(4) 補機駆動用燃料補給設備 ① 概要 a. 重大事故等対処設備の補機駆動用燃料補給設備 重大事故等時の対処に用いる可搬型	4.1 軽油貯蔵タンクから非常用ディーゼル発電機等への給油 (設計基準対象施設の記載のため中略) 重大事故等時に、2C·2D 非常用ディーゼ	
		重大事故等時に重大事故等対処設備 へ補機駆動用の燃料を補給するための 設備として、補機駆動用燃料補給設備 を設置及び配備する設計とする。① ① 構造	発電機へ燃料を補給するために使用する補機駆動用燃料補給設備として、常設重大事故等対処設備の軽油 貯槽を設置し、可搬型重大事故等が処設備の軽油用タンクローリを配する。 ② 再処理施設の軽油貯槽は、ホイースポープを開車、運搬車、可搬型中型移送ーツに燃料を補給できる設計とする。 ③ 再処理施設の軽油用タンクローリに燃料を補給できる設計とする。 ③ する。 ④ する。 ②	ル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料は、軽油貯蔵タンク、2C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ,2D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプを用いて給油できる設計とする。	(発電炉の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設に は、重大事故等の対処 に非常用の電源設備 (非常用発電機)を使 用しないため。
(当社の記載) <不一致の理由> 重大事故等の対処に必要な燃料 を確保するために燃料補給を行 う設備を使用する基本方針は、	必要な電力を供給する代替電源設備に燃料を補給するために補機駆動用燃料補給設備を設置する設計とする①-2 重大事故等の対処に用いる設備に対する補機駆動用の燃料を補給する軽油貯槽及び軽油用タンクローリは、再処理施設	a. 重大事故等対処設備の補機駆動用燃料補給設備 (a) 補機駆動用燃料補給設備 重大事故等の対処に用いる設備に対する補機駆動用の燃料を補給する設備は、再処理施設の軽油貯槽及び軽油用タンクローリを使用する。 □	る。◇ 補機駆動用燃料補給設備は,再処理 施設と共用する。◇	4.4 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油 可搬型代替低圧電源車及びタンクローリ (走行用の燃料タンク)は、可搬型設 備用軽油タンクからタンクローリを用い て燃料を補給できる設計とする。	①-2 (P1 から)
同様であるが、対象設備を再処 理施設と共用して使用する方針 が異なるため。	と共用する。③ 【許可からの変更点等】 記載の適正化		② 設計方針 a. <u>共通要因故障に対する考慮</u> <u>基本方針については,</u> 「イ.(ハ)(1)①a. 共通要因故障 に対する考慮」に示す。 ◇	燃料給油設備のタンクローリは, 屋内 (常設代替高圧電源装置置場) の 2C・ 2D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポ	③ (P1 から)
(当社の記載) 〈不一致の理由〉 発電炉の設置許可及び加工施設 の事業許可における設計方針の 差異 (当社は、事業変更許可時に27 条重大事故等対処設備の設計方 針を各SA設備条文に展開し、記載していることから当社特有の 記載としている。)	補機駆動用燃料補給設備のうち再 処理施設の軽油貯槽は、共通要因に よって非常用発電機の燃料油貯蔵タ ンクと同時にその機能が損なわれる おそれがないよう、地下の異なる場 所に設置することで、非常用発電機 の燃料油貯蔵タンクに対して、独立 性を有する設計とする。② 補機駆動用燃料補給設備のうち再 処理施設の軽油貯槽は、共通要因に よって非常用発電機の燃料油貯蔵タ ンクと同時にその機能が損なわれる おそれがないよう、外部保管エリア	重大事故等の対処に用いる再処理施設の軽油貯槽は、地下に設置し、共通要因によって非常用発電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機能を損なわないよう、非常用発電機の燃料タンクから離れた異なる場所に設置することにより、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。□	補機駆動用燃料補給設備のうち再 処理施設の軽油貯槽は、共通要因に よって非常用発電機の燃料油貯蔵タ ンクと同時にその機能が損なわれる おそれがないよう、地下の異なる場 所に設置することで、非常用発電機 の燃料油貯蔵タンクに対して、独立 性を有する設計とする。②	ンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプから離れた屋外に保管することで、屋内(常設代替高圧電源装置置場)の2C·2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。なお、予備のタンクローリについては、上記タンクローリと異なる場所に保管する設計とする。 ④(P28)へ 可搬型設備用軽油タンクは、軽油貯蔵タ	
	の地下に設置することにより、非常 用発電機の燃料油貯蔵タンクと位置 的分散を図る設計とする。②		おそれがないよう、外部保管エリア の地下に設置することにより、非常 用発電機の燃料油貯蔵タンクと位置	ンクと離れた屋外に設置することで, 共 通要因によって同時に機能を損なわないよう, 位置的分散を図る設計とする。	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (27 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
324114 (22 1 7787)(4	なお、補機駆動用燃料補給設備の	重大事故等対処設備の補機駆動用燃料	的分散を図る設計とする。②)	VIII - V
	うち再処理施設の軽油貯槽は, 共通	補給設備は、共通要因によって非常用発	なお、補機駆動用燃料補給設備の		
	要因によって非常用発電機の燃料油	電機の燃料油貯蔵タンクと同時にその機	うち再処理施設の軽油貯槽は, 共通		
	貯蔵タンクと同時にその機能が損な	能を損なわないよう、異なる燃料とする	要因によって非常用発電機の燃料油		
	われるおそれがないよう、異なる種	ことで多様性を有する設計とする。□	貯蔵タンクと同時にその機能が損な		
	類の燃料を貯蔵することで、非常用		われるおそれがないよう,異なる種		
(当社の記載)	発電機の燃料油貯蔵タンクに対して		類の燃料を貯蔵することで、非常用		
〈不一致の理由〉	多様性を図る設計とする。②	補機駆動用燃料補給設備の軽油貯槽	発電機の燃料油貯蔵タンクに対して		
発電炉の設置許可及び加工施設		は、常設重大事故等対処設備として設置	<u>多様性を図る。</u> ②		
の事業許可における設計方針の 差異		し、大型移送ポンプ車、ホース展張車、			
定共 (当社は、事業変更許可時に 27	【許可からの変更点等】 記載の適正化	運搬車、可搬型中型移送ポンプ運搬車、 ホイールローダ及び軽油用タンクローリ			
条重大事故等対処設備の設計方	記載の週刊2	に燃料を補給できる設計とする。日			
針を各 SA 設備条文に展開し、記		補機駆動用燃料補給設備の軽油用タン			
載していることから当社特有の		クローリは、可搬型重大事故等対処設備			
記載としている。)		として配備し、可搬型発電機及び大型移		4.2 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電	
		送ポンプ車に燃料を補給できる設計とす		源装置への給油	
		る。山		常設代替高圧電源装置は、軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポ	
		再処理施設と共用する補機駆動用燃料		ンプを用いて燃料を補給できる設計とす	(発電炉の記載)
		補給設備は、再処理施設への燃料の補給		マクを用いて燃料を開始 (a の取引とり) る。	<不一致の理由>
		を考慮し、十分な容量を確保すること で、共用によって重大事故時の対処に影		\(\sigma_0\)	MOX 燃料加工施設に
		響を及ぼさない設計とする。日		/	は、重大事故等に対処
		軽油貯槽及び軽油用タンクローリによ		∀	する常設の代替所内電
		り燃料を補給する設備を、「ホ. (イ)		燃料給油設備の常設代替高圧電源装置燃	源設備が無いため。
		気体廃棄物の廃棄設備」,「へ.(ロ)		料移送ポンプは、屋内(常設代替高圧電	
		屋外管理用の主要は設備の種類」,		源装置置場) の非常用交流電源設備 2C	
		「ト. (イ)(5) 拡散抑制設備」, 「ト. (イ)(6) 水供給設備」, 「ト.		系, 2D 系及びHPCS 系と異なる区画に	
		(イ)(8) 通信連絡設備」に示す。 山		設置することで、屋内(常設代替高圧電	
		(1) (3) Zelazentekuni (2) / 0 Z		源装置置場) の 2C·2D 非常用ディーゼ	
		補機駆動用燃料補給設備のうち再処理		ル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心ス	
		施設の軽油貯槽は、共通要因によって非		プレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポン	
		常用発電機の燃料油貯蔵タンクと同時に		プと共通要因によって同時に機能を損な	
		その機能が損なわれるおそれがないよ		わないよう位置的分散を図る設計とす	
		う、地下の異なる場所に設置すること		る。	
		で、非常用発電機の燃料油貯蔵タンクに			
		対して、独立性を有する設計とする。ロ			
		補機駆動用燃料補給設備のうち再処理			
		施設の軽油貯槽は、共通要因によって非			
		常用発電機の燃料油貯蔵タンクと同時に			
		その機能が損なわれるおそれがないよ			
		う、外部保管エリアの地下に設置することにより、非常田及雪様の機料油貯蔵を			
		とにより,非常用発電機の燃料油貯蔵タンクと位置的分散を図る設計とする。 □			
		✓ / C 上回 リカ 版で図る 双司 C y る。□			
		なお、補機駆動用燃料補給設備のうち			
		再処理施設の軽油貯槽は、共通要因によ			
		って非常用発電機の燃料油貯蔵タンクと			
		同時にその機能が損なわれるおそれがな			
		いよう、異なる種類の燃料を貯蔵するこ			
		とで、非常用発電機の燃料油貯蔵タンク			
		に対して多様性を図る。□			

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (28 / 34)

技術基準規則 設工認申請書 基本設計方針 事業変更許可申請書 本文 事業変更許可申請書 添付書類五 発電炉設工認 基本設計方式 補機駆動用燃料補給設備のうち再 処理施設の軽油用タンクローリは, 共通要因によって非常用発電機の燃 処理施設の整油用タンクローリは, 共通要因によって非常用発電機の燃 処理施設の軽油用タンクローリは,	計 備考
(当社の記載) 処理施設の軽油用タンクローリは、 補機駆動用燃料補給設備のうち再	
<mark> (不一致の理由) </mark>	
発電炉の設置許可及び加工施設 料油貯蔵タンクと同時にその機能が <u>共通要因によって非常用発電機の燃</u> (常設代替高圧電源装置置場) の	
の事業許可における設計方針の 損なわれるおそれがないよう,他の 料油貯蔵タンクと同時にその機能が 2D 非常用ディーゼル発電機燃料移	
差異 設備から独立して単独で使用するこ 損なわれるおそれがないよう,他の ンプ及び高圧炉心スプレイ系ディー (当社は、事業変更許可時に27 シで、非常用系素機に対して独立性 アルウルに対して独立性 シャッチャー 発素機械料を送ポンプから離れた原	
条手上車投資品がある。 大色版際相がというがある。 大色版際相がというがらいます。 大色版際相がというがいる。 大色版際相がというがいる。	
針を各 SA 設備多文に展開し、記 と行りの設計とりる。②	
載していることから当社特有の	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
記載としている。)	■ I
(不一致の手当て) 共通要因によって非常用発電機の燃 処理施設の軽油用タンクローリは, スプレイ系ディーゼル発電機燃料科	l I
料油貯蔵タンクと同時にその機能が出まれる。 ・ 共通要因によって非常用発電機の燃料がある。 ・ 大力を対する。 ・ 大力を対す	
時のバックアップを含めて必要な数	l I
量を、非常用発電機の燃料油貯蔵タ 時のバックアップを含めて必要な数 では、上記タンクローリと異なる場	けたに
	<u> </u>
保した複数の外部保管エリアの異な ンクから 100m以上の離隔距離を確 (4) (P26) かり	
る場所に分散して保管することで位 のファイル ログ	
置的分散を図る <u>設計とする</u> 。② <u> </u>	
▼	
なお、補機駆動用燃料補給設備の	
うち再処理施設の軽油用タンクロー <u>うち再処理施設の軽油用タンクロー</u>	
リは、共通要因によって非常用発電 りは、共通要因によって非常用発電 りは、共通要因によって非常用発電 がは、用いる機能は、用いる機能は、	
機に用いる燃料と同時にその機能が	
損なわれるおそれがないよう,異な <u>損なわれるおそれがないよう,異な</u>	
る種類の燃料を運搬することで、非	
常用発電機に対して多様性を図る設 常用発電機に対して多様性を図る。	
計とする。② ②	
【許可からの変更点等】 記載の適正化 b. 悪影響防止	
~ 1 /2/// = 1/4 /2	
基本方針については、	
「イ.(ハ)(1)① b. 悪影響防止」	
に示す。 に示す。 は機販利用機関が開発用機関はは外別供のまた再加押 () 党別手上車投資が利用機関	
補機駆動用燃料補給設備のうち再 補機駆動用燃料補給設備のうち再処理 (a) 常設重大事故等対処設備	
処理施設の軽油貯槽は、他の設備か 施設の軽油貯槽は、他の設備から独立し 補機駆動用燃料補給設備のうち再	
ら独立して使用可能な設計とすることで使用可能な設計とすることにより、他 処理施設の軽油貯槽は、他の設備か したといったのでは、正式というでは、正式には、正式というでは、正式には、正式には、正式には、正式には、正式には、正式には、正式には、正式に	
とにより、他の設備に悪影響を及ぼしの設備に悪影響を及ぼさない設計とす ら独立して使用可能な設計とすることないでは、	
さない設計とする。③ る。□ とにより、他の設備に悪影響を及ぼ	
<u>さない設計とする。</u> ③	
・ 補機駆動用燃料補給設備のうち屋 (b) 可搬型重大事故等対処設備	
外に保管する再処理施設の軽油用ター 補機駆動用燃料補給設備のうち屋	
ンクローリは、竜巻により飛来物と <u>外に保管する再処理施設の軽油用タ</u>	
ならないよう必要に応じて固縛等の <u>ンクローリは、竜巻により飛来物と</u>	
措置をとることで他の設備に悪影響 <u>ならないよう必要に応じて固縛等の</u>	
を及ぼさない設計とする。③	
<u>を及ぼさない設計とする。</u> ③	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (29 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			c. 個数及び容量		
			基本方針については,		
			「イ.(ハ)(1)② 個数及び容量」		
			に示す。		
			(a) 常設重大事故等対処設備		
(当社の記載)	再処理施設と共用する軽油貯槽	再処理施設と共用する軽油貯槽は、M			
〈不一致の理由〉	は、MOX燃料加工施設及び再処理	OX燃料加工施設及び再処理施設におけ	は、MOX燃料加工施設及び再処理		
発電炉の設置許可及び加工施設 の事業許可における設計方針の	施設における重大事故等に対処する	る重大事故等に対処するために必要な燃	施設における重大事故等に対処する		
差異	ために必要な容量を有する設計とす	料を確保するために必要な予備を含めた	ために必要な燃料を確保するために		
(当社は、事業変更許可時に27	る。③④	容量約 660 m³ に対して,1 基あたり容量約 100 m³ の第1 軽油貯槽を4 基,第	<u>必要な予備を含めた容量約660m³</u> に対して,1基あたり容量約100m		
条重大事故等対処設備の設計方	\	2軽油貯槽を4基有する設計とすること	3の第1軽油貯槽を4基, 第2軽油		
針を各SA設備条文に展開し、記載していることから当社特有の		で、予備を含めた数量約800m ³ 以上を	貯槽を4基有する設計とすること		
記載としている。)	\	有する設計とする。 「	で、予備を含めた容量約 800 m ³ を		
	\	1170001107001	確保する設計とする。③④		
			<u> </u>		
			(b) 可搬型重大事故等対処設備		
	▼再処理施設と共用する軽油用タン		再処理施設と共用する軽油用タン		
	クローリは、MOX燃料加工施設及		クローリは、MOX燃料加工施設及		
	び再処理施設における重大事故等に		び再処理施設における重大事故等に		
	対処するために必要な容量を有する		対処するために必要な容量を有する		
	設計とするとともに、保有数は必要		設計とするとともに、保有数は、対		
	数並びに予備として故障時及び点検		処に必要な4台,予備として故障時		
	保守による待機除外時のバックアッ		及び点検保守による待機除外時のバ		
	プを含め必要な台数以上を保管する		ックアップ5台の合計9台以上を確		
	設計とする。③④		<u>保する。③</u> ④		
		【許可からの変更点】			
		記載の適正化	d. 環境条件等		
			基本方針については、の		
			「イ.(ハ)(1)③ 環境条件等」に		
			示す。		
			(a) 常設重大事故等対処設備		
			補機駆動用燃料補給設備のうち再		
	地震を要因とする重大事故等が発	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理	処理施設の軽油貯槽は,		
	生した場合に対処に用いる補機駆動	施設の軽油貯槽は、「ロ.(ト)(2)②	「イ.(ハ)(1)⑤ 地震を要因とす		
	用燃料補給設備のうち再処理施設の		る重大事故等に対する施設の耐震設		
		る施設の耐震設計」に基づく設計とする	計」に基づく設計とすることでその		
	る施設及び重大事故等対処設備」の		機能を損なわない設計とする。 ⑤		
	「8.1.7. 地震を要因とする重大事	る。ロ			
	故等に対する施設の耐震設計」に基				
	づく設計とすることでその機能を損				
	なわない設計とする。⑤ ▼ 補機販動用機料補給設備のられま	活燃取動用燃料 清炒乳供のこと 再加押			
	▼ 補機駆動用燃料補給設備のうち再 処理施設の軽油貯槽は,風(台	補機駆動用燃料補給設備のうち再処理施設の軽油貯槽は、風(台風)、竜巻、	補機駆動用燃料補給設備のうち再 処理施設の軽油貯槽は、風(台		
		施設の軽油灯槽は、風(台風)、电管、 積雪及び火山の影響に対して、風(台	処理施設の軽油貯價は,風(百 風),竜巻,積雪及び火山の影響に		
		風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及	対して、風(台風)及び発色の影響に対して、風(台風)及び竜巻による		
		び降下火砕物による積載荷重により機能	風荷重、積雪荷重及び降下火砕物に		
	よる積載荷重により機能を損なわな		よる積載荷重により機能を損なわな		
	い設計とする。⑤	од от от вин с / о о	い設計とする。⑤		
<u> </u>	<u> </u>	1	1	<u>l</u>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (30 / 34)

技術基準規則		事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
1文的圣华/元列		神機駆動用燃料補給設備のうち再処理	新来及文司 つ下明音 総門音規工 補機駆動用燃料補給設備のうち再	元电》以上的 圣平队门为刘	V用 クラ
	処理施設の軽油貯槽は、溢水量を考	施設の軽油貯槽は、溢水量を考慮し、影	処理施設の軽油貯槽は、溢水量を考		
	慮し、影響を受けない高さへの設置	響を受けない高さへの設置及び被水防護	慮し、影響を受けない高さへの設置		
(当社の記載) 〈不一致の理由〉	及び被水防護する設計とする。⑤	する設計とする。回	及び被水防護する設計とする。⑤		
発電炉の設置許可及び加工施設					
の事業許可における設計方針の	LA MARRIES I ET IANANI LA AASTA HE O Z. A. T.		(b) 可搬型重大事故等対処設備		
差異	補機駆動用燃料補給設備のうち再 処理施設の軽油用タンクローリは,		補機駆動用燃料補給設備のうち再		
(当社は、事業変更許可時に 27 条重大事故等対処設備の設計方	風(台風)及び竜巻に対して,風		<u>処理施設の軽油用タンクローリは,</u> 風(台風)及び竜巻に対して,風		
針を各 SA 設備条文に展開し、記	(台風)及び竜巻による風荷重を考		(台風)及び竜巻に入して、風 (台風)及び竜巻による風荷重を考		
載していることから当社特有の	慮し、当該設備の転倒防止、固縛等		慮し、当該設備の転倒防止、固縛等		
記載としている。)	の措置を講じて保管する設計とす		の措置を講じて保管する設計とす		
			<u>る。</u> ⑤		
	 ▼ 補機駆動用燃料補給設備のうち再 処理施設の軽油用タンクローリは、				
	積雪及び火山の影響に対して、積雪				
	に対しては除雪する手順を、火山の				
	影響(降下火砕物による積載荷重)				
	に対しては除灰する手順を保安規定				
	に定めて、管理する。⑤				
	▼ 地震を要因とする重大事故等が発 生した場合に対処に用いる補機駆動	【許可からの変更点】	補機駆動用燃料補給設備のうち再 処理施設の軽油用タンクローリは,		
	用燃料補給設備のうち再処理施設の	記載の適正化	「イ. (ハ)(1)⑤ 地震を要因とす		
	軽油用タンクローリは、「8.1 安全		る重大事故等に対する施設の耐震設		
	機能を有する施設及び重大事故等対		計」に基づく設計とすることでその		
	処設備」の「8.1.7. 地震を要因と		機能を損なわない設計とする。⑤		
	する重大事故等に対する施設の耐震				
	設計」に基づく設計とすることでそ の機能を損なわない設計とする。⑤		 補機駆動用燃料補給設備のうち再		
	▽7版胎を頂なりない取削とする。 ◎		処理施設の軽油用タンクローリは,		
	▼ 補機駆動用燃料補給設備のうち再		溢水量を考慮し、影響を受けない高		
	処理施設の軽油用タンクローリは,		さへの保管及び被水防護する設計と		
	溢水量を考慮し、影響を受けない高		<u>する。</u> ⑤		
	さへの保管及び被水防護する設計と				
	する。⑤		補機駆動用燃料補給設備のうち再 処理施設の軽油用タンクローリは、		
	▼ 補機駆動用燃料補給設備のうち再		内部発生飛散物の影響を考慮し、外		
	処理施設の軽油用タンクローリは、		部保管エリアの内部発生飛散物の影		
	内部発生飛散物の影響を考慮し、外		響を受けない場所に保管することに		
	部保管エリアの内部発生飛散物の影		より、機能を損なわない設計とす		
	響を受けない場所に保管することに		<u>る。</u> ⑤		
	より,機能を損なわない設計とす る。⑤		 補機駆動用燃料補給設備のうち再		
	<i>∵</i> ⊌				
			積雪及び火山の影響に対して、積雪		
			に対しては除雪する手順を,火山の		
			影響(降下火砕物による積載荷重)		
			に対しては除灰する手順を整備す		
			<u>る。</u> ⑤		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (31 / 34)

技術 其 淮 粗 則	設工認由詩書 基本設計方針	重業亦更許可由詩書 木立	事	邓雷 后設丁認	
技術基準規則 (当社の記載) 《不一致の理由〉 発電炉の設置許可及び加工施設 の事業許可における設計方針の 差異 (当社は、事業変更許可時に 27 条重大事故等対処設備の設計方 針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。)		施設の軽油貯槽と軽油用タンクローリとの接続は、コネクタ接続に統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。 □	 事業変更許可申請書 添付書類五 e. 操作性の確保 基本方針については, 「イ.(ハ)(1)④a. 操作性の確保 保」に示す。 (a) 常設重大事故等対処設備 補機駆動用燃料補給設備のうち再 処理施設の軽続は, り, 速校が可能な 設計とする。⑥ (b) 可搬型重大事故等対処設備 種機駆動用燃料補給設備のうち再 処理施設の軽減に支続での接続が可能な 設計とする。⑥ (b) 可搬型重大事故等対処設備 種機駆動用燃料補給設備のうち再 処理施設の確実に接続でき, かつ, 複数の設備に使用することができるよう, より簡便な接続方式を用いる設計とする。⑥ ③主要設備の仕様 種様駆動用燃料補給設備の主要設備の仕様を添 5 第 48 表に示す。② ④系統構成 重大事故等時の対処に用いる可搬型 発電機心燃料を補給するた備として, 常設重大, 常設重大, 市職型 大型電池の再 型型 軽調 の 中型 型を配置 の 理施 大型 型車 を配置 の 中型 地震 大型 車 及 できる 計 世報 中型 と コーリ に燃料を 補給できる 設計とする。 少再処理施設の軽電機及びきる設計とする。 少再処理施設の軽電機及びきる設計とする。 小は、可搬型発を補給できる設計とする。 小は、可搬型発を補給できる設計とする。 小は、可搬型発を補給できる設計とする。 小は、可搬型発を補給できる設計とする。 小は、可搬型発を補給できる設計とする。 小は、可搬型発を補給できる設計とする。 小補機駆動用燃料補給設備の系統概要図を添 5 第 72 図に示す。 ◇ 	発電炉設工認基本設計方針	備考

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (32 / 34)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
(当社の記載) 《不一致の理由》 発電炉の設置許可及び加工施設 の事業許可における設計方針の 差異 (当社は、事業変更許可時に27 条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開し、記載している。)	補機駆動用燃料補給設備のうち再処 理施設の軽油は、通常時にはい必て、 重大事故等に対処するため、独立するため、独立するをでいる。 また、独立して外観の当はは持つない。 また、独立して対して、 を修等ができませい。 では、 では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	施設の軽油貯槽は、通常時において、重 大事故等に対処するために必要な機能を 確認するため、独立して外観の確認等が 可能な設計とする。また、当該設備を健	一方は、単一両として運転状態及び外観の確認が可能な設計とする。 また、当該設備を健全に維持するため、独立して保修等が可能な設計とする。		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (33 / 34)

技法甘淮坦HII		東紫亦更並可由詩書 七立	車	派 付妻粨士	双重 后 到工初	供
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文 再処理施設と共用する軽油用タンクロ	事業変更許可申請書	添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		ーリは、MOX燃料加工施設及び再処理				
		施設における重大事故等に対処するため				
		に必要な容量を有する設計とするととも				
		に、保有数は、対処に必要な4台、予備				
		として故障時及び点検保守による待機除				
		外時のバックアップ5台の合計9台以上				
		を確保する。□				
		補機駆動用燃料補給設備のうち再処理				
		施設の軽油用タンクローリは、風(台				
		風)及び竜巻に対して、風(台風)及び				
		竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の				
		転倒防止、固縛等の措置を講じて保管す				
		る設計とする。① は松和供のこれを知识				
		補機駆動用燃料補給設備のうち再処理				
		施設の軽油用タンクローリは、溢水量を 考慮し、影響を受けない高さへの保管及				
		び被水防護する設計とする。回				
		1. T. C. 44, II.C. A.V.44, Int. (Add. III. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.				
		補機駆動用燃料補給設備のうち再処理				
		施設の軽油用タンクローリは、内部発生 飛散物の影響を考慮し、外部保管エリア				
		の内部発生飛散物の影響を受けない場所				
		に保管することにより、機能を損なわな				
		い設計とする。				
		補機駆動用燃料補給設備のうち再処理				
		施設の軽油用タンクローリは、容易かつ				
		確実に接続でき、かつ、複数の設備に使				
		用することができるよう,より簡便な接				
		続方式を用いる設計とする。□				
		補機駆動用燃料補給設備のうち再処理				
		施設の軽油用タンクローリは、通常時に				
		おいて、重大事故等に対処するために必				
		要な機能を確認するため、独立して外観				
		点検、性能確認等が可能な設計とする。				
		サスパス				
		並びに、補機駆動用燃料補給設備のう ち再処理施設の軽油用タンクローリは、				
		車両として運転状態及び外観の確認が可				
		能な設計とする。また、当該設備を健全				
		に維持するため、独立して保修等が可能				
		な設計とする。ロ				
	1	1				<u> </u>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十六条 (電源設備) (34 / 34)

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十六条 (電源設備) 1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方 項•号 解 添付書類 適合性の考え方(理由) No. 基本設計方針に記載する事項 釈 全交流電源喪失時において重大事 (1)-1技術基準の要求を受けている内容 1項 b, c, d, e 故等の対処に必要な電源の確保 補機駆動用燃料補給設備に関する (1)-2技術基準の要求を受けている内容 1項 a, b, c, d, e 設計 全交流電源喪失以外の状態におい (1)-3て重大事故等の対処に必要な電源 事業許可にて担保している内容 b, c, d, e の確保 技術基準規則 (第三十条) に基づく共 2項 通設計方針のうち,技術基準規則(第 3項・ (2)共通要因故障に対する内容 С 三十六条)の設備として考慮すべき特 二号 記事項 四号 六号 技術基準規則(第三十条)に基づく共 通設計方針のうち,技術基準規則(第 1項・ (3) 悪影響防止に関する内容 三十六条)の設備として考慮すべき特 六号 記事項 技術基準規則(第三十条)に基づく共 通設計方針のうち,技術基準規則(第 1項・ 4 個数及び容量に関する内容 b, d 一号 三十六条)の設備として考慮すべき特 記事項 1項・ 技術基準規則(第三十条)に基づく共 二号 通設計方針のうち,技術基準規則(第 七号 (5) 環境条件等に関する内容 3項・ 三十六条)の設備として考慮すべき特 三号 記事項 四号 1項・ 技術基準規則(第三十条)に基づく共 三号 通設計方針のうち,技術基準規則(第 (6) 操作性の確保に関する内容 五号 三十六条)の設備として考慮すべき特 3項・ 記事項 一号 技術基準規則 (第三十条) に基づく共 通設計方針のうち,技術基準規則(第 三十六条)の設備として考慮すべき特 1項・ (7)試験・検査性の確保に関する内容 С 四号 記事項

設工認申請書 各条文の設計の考え方

2. 事	事業許可申請書の本文のうち、基本設 「基本記	計方針に記載しないことの考え方	
No.	項目	考え方	添付書類
	重複記載	事業変更許可申請書本文(設計方針)又は事業許可申	_
		請書添五と内容が重複するため,記載しない。	
2	設備仕様	仕様表にて記載する。	f
3. 事業許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方			
No.	項目	考え方	添付書類
\$	重複記載	事業変更許可申請書本文(設計方針)と内容が重複す	_
		るため、記載しない。	
♦	系統概要	系統概要は添付書類の「加工施設の系統図、配置図、	e
		構造図等」にて記載する内容であるため、記載しな	
		۷٬ ₀	
3>	概要(所内電気設備)	概要は添付書類の「所内電源設備の説明書」にて記載	d
		する内容であるため、記載しない。	
4>	設備仕様(所内電気設備)	仕様表にて記載する。	f
\$	設備仕様(補機駆動用燃料貯蔵設備)	仕様表にて記載する。	f
6	技術基準規則(第三十条)に基づ	技術基準規則(第三十条)に基づく共通設計方針でる	_
©	く設備設計方針	ため、記載しない。	С
4. 添付書類等			
No.	書類名		
а	Ⅳ-1-2 容器及び管の強度計算方法		
а	Ⅳ-1-2-7-3 所内電源設備		
b	V-1-1-3-7-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(所内電源設備)		
	∇-1-1-3-7-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(補機駆動用燃料補給設備)		
С	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関 する説明書		
d	V-1-5-1 所内電源設備の説明書		
е	V-2-3 系統図		
	V-2-4 配置図		
	V-2-5 構造図		
f	仕様表 		

基本設計方針を踏まえた添付資料の 記載及び申請回次の展開

基本設計方針の添付書類への展開

添付書類の発電炉との比較

補足説明すべき項目の抽出

変更前記載事項の既工認等との紐づけ

※※当該条文は、変更前の記載がないため、対象外とする。